

入 札 説 明 書

広島県総務局税務課（広島市中区基町 10-52）

TEL:082-513-2319 FAX:050-3156-3483

件 名	税務情報データ入力等業務			委託期間	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	履行場所	仕様書による
入札参加資格確認 申請書提出期限	令和 8 年 3 月 6 日（金） 午後 5 時	仕様書等に 対する質問書 提出期限	令和 8 年 3 月 11 日（水） 午後 5 時	入札日時	令和 8 年 3 月 23 日（月） 午後 4 時 15 分	入札場所	広島県庁本館地下 1 階入札室
注 意 事 項						契 約 事 項	
<p>1 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について</p> <p>(1) 入札参加希望者は、公告で定める入札参加資格要件に応じ、誓約書のほか次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。</p> <p>ア プライバシーマーク使用許諾証の写し、又は同等の認証を受けている者であることを証明する書類</p> <p>イ 本県又は他の地方公共団体から、データ入力等業務を受託した実績を証明する書類（契約書の写し等）</p> <p>(2) 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。</p> <p>(3) 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。</p> <p>(4) 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）</p> <p>2 仕様書について</p> <p>仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに、書面により提出すること。</p> <p>3 入札について</p> <p>(1) 次に該当する場合は、その入札は無効とする。</p> <p>ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。</p> <p>イ 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。</p> <p>ウ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。</p> <p>エ 入札者が二以上の入札をしたとき。</p> <p>オ 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上を代理して入札したとき。</p> <p>カ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。</p> <p>キ 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき。</p> <p>ク 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。</p> <p>ケ 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。</p> <p>コ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。</p> <p>(2) 落札者がいないときは再度の入札をする。ただし、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。</p> <p>(3) 再度の入札は 5 回を超えないものとする。</p> <p>(4) 入札執行について</p> <p>ア 代理人が入札する場合には、入札前にその代理権を証する書面（以下「委任状」という。）を提出しなければならない。ただし、有効期間の記載のある委任状をあらかじめ提出し、当該有効期間が入札の時期を含む場合は除く。</p> <p>イ 入札執行中における入札辞退は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出すること。</p> <p>ウ 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか入札室の出入を禁じる。</p> <p>エ 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁じる。</p> <p>オ 入札室には、入札に必要な者以外は入室してはならない。</p> <p>カ 入札書には、必ず単価明細書を添付し、区分ごとの単価にそれぞれの年間予定数量を乗じて算出した額の総合計額を記入すること。</p> <p>キ 入札金額には、消費税額及び地方消費税相当額を含まない年額を記入すること。</p> <p>4 契約及び委託料について</p> <p>(1) 契約方法</p> <p>落札金額の元となった単価により、単価契約を締結する。</p> <p>落札者は、契約担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札通知を受けた日から 5 日以内に契約担当職員に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。</p> <p>また、契約書は 2 通作成し、各自その 1 通を保有するものとする。</p> <p>(2) 委託料の確定</p> <p>契約単価に、実績数量を乗じて得た金額を合計し、その金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、1 年当たりの委託料の上限額は、入札書に記載した金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を超えないものとする。</p> <p>5 その他</p> <p>落札者は、契約担当職員が必要と認める場合、一般競争入札事務処理要領に規定する別記様式第 4 号の 2（経費内訳書）の作成及び別記様式第 4 号の 3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査（再委託を行う場合は再委託先を含む。）に協力しなければならない。</p>						<p>1 広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。</p> <p>2 入札保証金 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p> <p>3 契約保証金 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</p> <p>4 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約 <input type="checkbox"/>適用 <input checked="" type="checkbox"/>適用なし</p>	
						添 付 書 類	
						<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 公告の写し <input checked="" type="checkbox"/> 入札参加資格確認申請書の様式 <input checked="" type="checkbox"/> 誓約書の様式 <input checked="" type="checkbox"/> 入札書の様式 <input checked="" type="checkbox"/> 委任状の様式 <input checked="" type="checkbox"/> 契約書（案） <input checked="" type="checkbox"/> 仕様書 <input checked="" type="checkbox"/> 仕様書等に対する質問書の様式 <input checked="" type="checkbox"/> 電子データの保存等に関する申出書 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 入札辞退届 ） 	